

笠井委員

日本共産党の笠井亮です。

るありましたけれども、北朝鮮による拉致問題とともに、今、ミサイル発射問題がまさに重大な局面であります。我が党も、直ちに志位委員長談話を発表しまして、国際ルールと国際的取り決めを無視した北朝鮮によるミサイル発射に厳しく抗議いたしました。

北朝鮮の外務省報道官は、先週六日になってミサイル発射の事実を初めて認めましたが、自衛的国防力強化のための通常の軍事訓練の一環だなどと主張して、今後も継続すると表明しております。さらに、どのような国際法や日朝平壤宣言、六カ国協議共同声明のような合意にも拘束されないとか、こんな弁明をしております。北朝鮮の宋日昊大使は、七日、日朝平壤宣言に違反しないなどとも言っております。

そこでまず官房長官、この北朝鮮側の弁明は、事前通告という国際ルール、日朝平壤宣言を初め国際的取り決め明らかに反して、国際社会に背を向ける無法さを際立たせる態度であって、私、到底通用しないと思うんですけれども、長官の所見を伺いたいと思います。

安倍国務大臣

一般論といたしまして、国際法上、弾道ミサイルの発射自体が禁止されているわけではありませんが、今般の弾道ミサイル発射は、北朝鮮自身が日朝平壤宣言で約束したミサイル発射モラトリアムに反するものであります。特に、核開発を進める北朝鮮がそうした大量破壊兵器の運搬手段を有することは、我が国の安全保障に脅威となるのみならず、国際社会の平和と安定に対する挑戦と考えます。

北朝鮮のこうした挑発的な行為は、非常に遺憾であり、また、北朝鮮が国際社会の責任ある一員として行動していないことを示すものであります。さらに、ミサイル発射を継続する可能性すらほのめかしていることは、糾弾されるべき発言と考えます。

北朝鮮によるミサイル発射は、北朝鮮の一層の国際的孤立につながるものであり、失うものは大きいということを理解させるべく、国際社会としても一体となって厳しい対応をとる必要があると考えております。

笠井委員

まさに、今長官言われたとおり、北朝鮮がこういう態度を続けるなら、一層の国際的孤立を深めるだけだ、深めざるを得ないことは明らかだと思います。

今回の北朝鮮の行為について、周辺諸国も事前通告がなかった問題を厳しく批判しております。北朝鮮側は、この批判を言語道断と切って捨てておりますけれども、公海を航行する艦船や航空機の安全のために、ミサイルなどの発射に当たって、関係国に通報をするというのは、まさに当然の国際ルールだと思うんです。

そこで、外務省に伺いますが、船舶の安全を管轄する国際水路機関、IHOと国際海事機関、IMOが一九九一年十一月に採択した決議は、事前通告の一つにミサイル発射を挙げております。また、国際民間航空条約、シカゴ条約は、危険を及ぼす行為は事前通告が必要と規定しております。また、国際海洋法条約は、軍事演習などを行う際には、他の国の利益に妥当な配慮を払うことを定めていて、IHOやIMOの決議やシカゴ条約は、この規定を具体化したものとされております。

北朝鮮は、このIHOやIMOの決議に参加をし、そしてシカゴ条約に加盟しているのかどうか、それから、事前通告をしなければ、そういう点でいえば、国際法上の違反行為となるのは明らかだと思うんですけれども、この点、いかがでしょうか。

塩崎副大臣

まず、事実関係でありますけれども、国連海洋法条約には北朝鮮は入っておりません。それから、IHO条約、IMO条約、シカゴ条約、これにつきましては、北朝鮮はいずれも締結をしております。今御指摘の点でありますけれども、それぞれの条約についてまた申し上げますけれども、基本的に

は、極めて国際法上問題のある行為を今回犯したというふうに考えるべきだと考えております。

我が国としては、今般のミサイル発射に関して、北朝鮮からの適切な事前通報はなかったという認識をしております。そして、国際法上、以下のような問題があるのではないかとというふうに考えているわけでありまして、今の公海の自由につきましては、国連海洋法条約には入っておりませんが、慣習国際法、慣習法ですね、この上では、公海の自由は、他国の利益等に妥当な考慮を払って行使するというふうにされていて、今回のミサイル発射は、漁業活動等も盛んに行われている日本近海でありますから、関係者への適切な事前通告なしに行われたものということで、他国の利益に妥当な考慮を払ったものとは到底言いがたいというふうに思います。

それから、シカゴ条約との関係では、ミサイル発射に当たって、北朝鮮からの事前通報は、何ら確認されていない、我が国を含む民間航空機の航行の安全に対する重大な危険を発生させるものだ。したがって、国際航空における飛行の安全を増進するとのシカゴ条約の基本的な目的に照らしてみても、極めて問題があるということです。

I M O、I H O条約の関係で、先生から今九一年十一月に総会決議があったと、これは、世界的航行警報サービスに関する指針が定められておりますけれども、これを採択したわけでありまして。この決議は、船舶への安全情報や航行警報の伝達のために、各国の関係当局が、海上の安全に影響ある事態を当該決議により海域ごとに指定された調整国に対して通報することなどを求めている、今回の海域でいきますと、日本が調整国になるわけでありまして。

この決議は、法的な拘束力は実はないのでありますけれども、今回のミサイル発射が関係者への適切な事前通報なく行われて船舶の安全を脅かしたことは、この決議との関係でも極めて問題があるというふうに考えられます。

笠井委員

今ありましたけれども、北朝鮮の態度というのは、まさにみずからが加わっている国際ルールをも無視する行為にほかならないと思うんです。

そもそも北朝鮮は、日朝平壤宣言やそれに先立つ二〇〇〇年の米朝共同コミュニケでミサイル発射の凍結を約束しておりました。それを主権国家として合法的権利の名で覆すことには何の道理もないと言いたいと思うんです。私は、問題の核心は北朝鮮がこれら国際社会のルールを守るかどうかという点にある。

そこで、最後に官房長官に伺いたいんですが、北朝鮮の外務省報道官は、六カ国協議の共同声明で公約したとおり、朝鮮半島の非核化を対話と交渉を通じて平和的に実現しようとする我々の意思は今も変わりがない、こういうことも述べております。

そうであるなら一層、北朝鮮は、こうした無法な行為を中止して、国際ルールと日朝平壤宣言というのを遵守しなければならないのは当然だと考えますが、この点がいかがかというのが一点。

もう一点は、現在、国連安保理事会で協議がまさに山場を迎えております。この問題では、いずれにしても今大切だと思うのは、国際社会が一致して、北朝鮮に対して、六カ国協議に速やかに復帰して、その場で外交的解決を図ることを強く求めていくということだと思うんですけれども、これがどうか。

この二点について伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

安倍国務大臣

北朝鮮側に朝鮮半島の非核化を対話と交渉を通じて平和的に実現する意思があるのであれば、六者会合に早期かつ無条件に復帰すべきである。また、核問題のみならず拉致、ミサイル等の諸懸案の包括的解決に向け、日朝平壤宣言を遵守し、誠意ある対応をとるべきであり、そうでない限りは、北朝鮮は国際社会の責任ある一員とは言えない、こう考えます。

我が国としても、北朝鮮との間で対話の道を閉ざす考えはなく、六者会合の共同声明の履行を通じ、また平壤宣言に基づき、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決をし、国交正常化を図っていくとの方針に変わりがないわけでありまして、現状では、残念ながら、対話を通じた懸案の解決

を図るために、圧力となる措置を講じていく必要がある、こう考えております。

また、国連安保理における北朝鮮への対応においては、現在、関係国の間で協議が行われており、依然として予断を許さない状況であります。我が国としては、安保理において決議の形で国際社会としての意思が表明されるよう、引き続き関係国と連携を進めていく考えでございます。

我が国としても、北朝鮮との間で、先ほど申し上げましたように対話の道は閉ざす考えがないわけでございますので、しっかりとこの拉致、核、ミサイルといった諸懸案を解決していく。先ほど申し上げましたように、そうした問題を解決して正常化を図っていく、この方針をしっかりとこれからも堅持していく、そういう考え方でございます。

いずれにいたしましても、拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的解決なしには国交正常化はないわけでありまして、これらの懸案の解決のためには北朝鮮の誠意と責任ある対応が前提になる、このように考えております。

笠井委員

終わります。